

ほけんだより



令和6年5月7日
東条学園小中学校

5月になりました。新しい環境にも少し慣れ、落ち着いてきた頃ではないでしょうか。その一方で緊張がとけたことで、疲れが出る頃でもあります。睡眠を多めにとり、趣味の時間を楽しむなど自分にあった方法でリフレッシュしましょう。

ないかけんしん し 内科検診のお知らせ

内科検診の日が決定しました。以下の通りです。

※ただし、医師の都合により急遽、変更になる場合があります。

※検診当日、体操服を持ってきてください。

- 5月8日(水)……5の1・7年・9の1
- 5月15日(水)……5の2・8年・9の2
- 5月16日(木)……1年・2年・6年
- 5月29日(水)……3年・4年



きゅう あつ き す 急な暑さに気をつけて過ごしましょう。



この時期のよく晴れた日は、日差しが強く汗ばむこともしばしばあります。みなさんの体は、まだ暑さに慣れていません。そのため、熱中症に注意が必要です。水分を補給することを心がけ過ごしましょう。学校へは毎日、水筒を忘れず持ってきてきましょう。

保護者様

日本スポーツ振興センターの申請について

お子さんが学校管理下(授業、部活動、登下校等)で怪我をした場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の請求ができます。そのような怪我がある場合は、必要書類をお渡しします。担任や部活動顧問までご連絡ください。



学校の管理下で負傷し、医療機関を受診して、保険点数の総合計が500点以上(健康保険証を使って負担額1,500円以上のものが対象)であった場合が請求対象となっています。「学校の管理下」とは、お子さんが登校してから下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・体育大会・修学旅行・部活動・クラブ活動などが含まれます。(休日や帰宅後に学校へ来て怪我をした場合や、アフタースクールで怪我をした場合、決められた通学路以外の道を通って登下校して怪我をした場合などは給付の対象外となります。)



給付金の支給について

日本スポーツ振興センターでの手続きの後、給付金として医療費全体の4割(医療費3割分+見舞い費1割分)が支給されます。

乳幼児医療・こども医療の使用について

加東市では、「乳幼児医療費受給者証」および「こども医療費受給者証」を使用すると、保護者の負担金なしで医療を受けることができます。

しかし、学校での怪我の場合は「乳幼児医療・こども医療」を使用しないで、日本スポーツ振興センターへの災害共済給付金の申請を優先するよう、市から指導を受けています。つきましては、医療費の立替え等ご負担をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。もし、乳幼児医療・こども医療を使用された場合は、申請の手続きができませんのでご了承ください。

